解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月二十三日開催の臨時大会の決議により平成三十年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十五日

東京都品川区東品川二丁目三番地一一号

i．JTB労働組合

代表清算人　三好　敬之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年五月二十五日開催の社員総会の決議並びに京都府知事の認可により、平成二十九年六月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十五日

京都府宇治市大久保町上ノ山三七番地の二

医療法人矢田会

清算人　矢田　武

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年四月四日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月二十五日

愛媛県松山市和気町一丁目七二番地一

医療法人後藤歯科

清算人　後藤　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須郡那須町大字高久甲二五二三番地、最後の住所栃木県那須郡那須町大字高久甲八八六番地　被相続人　亡　平山　一吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一階　おおるり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木野　直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市泉三九番地、最後の住所千葉県印西市泉三九番地

被相続人　亡　水本　郷子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所千葉県千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五F　コンパサーレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市依田町二一番地の二、最後の住所新潟県新潟市中央区古町通十番町一六七五番地二　被相続人　亡　細野ハツエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号　西堀青藍館六〇一号

相続財産管理人　弁護士　髙野　泰夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区四ッ屋町二丁目五一三三番地一、最後の住所新潟市東区有楽一丁目一五番地一　河渡病院内

被相続人　亡　稲垣　明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

新潟市中央区医学町通二番町七四番地バンビル八〇一号室　弁護士法人バンビル法律事務所

相続財産管理人　弁護士　寺尾　昌樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県下田市立野七一番地三、最後の住所静岡県伊豆の国市長岡一一五七番地の一長岡寮湯の家　被相続人　亡　浅井　満夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

事務所静岡県沼津市市場町一九番一一号あしたか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　圓井　花織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市女神五〇番地六、最後の住所静岡県牧之原市女神五〇番地六

被相続人　亡　岩間　勝正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

静岡市葵区伝馬町九番地の一一　原科ビル二A号室

相続財産管理人　弁護士　浅野　智裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中川区丹後町二丁目一番地、最後の住所愛知県名古屋市昭和区福江二丁目五番四―一二〇二号ジャルダン白金公園

被相続人　亡　服部　道明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三階

相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区山下通五丁目二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　服部　逸美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三階

相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区萩山町二丁目七八番地、最後の住所不明

被相続人　亡　長谷川　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十五日

名古屋市中区栄二丁目二番一七号名古屋情報センタービル五階広小路総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　板倉しのぶ

第15期決算公告

平成30年5月25日　東京都千代田区丸の内一丁目9番2号グラントウキョウサウスタワー7階

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド東京支店

日本における代表者　藤野　盾臣

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,499	流動負債	449
固定資産	491	固定負債	332
繰延資産	―	退職給付引当金	301
		負債合計	**782**
		株主資本	3,209
		資本金	500
		利益剰余金	2,709
		その他利益剰余金	2,709
		（うち当期純利益）	(296)
		純資産合計	**3,209**
資産合計	**3,991**	**負債・純資産合計**	**3,991**